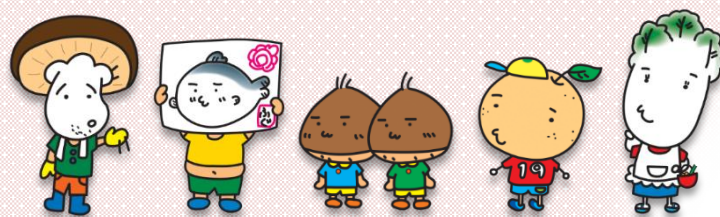


第4次

大洲市 食育推進計画

計画期間:令和7年度～令和11年度



大洲市食育キャラクター



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

令和7年3月

は じ め に



近年、食を取り巻く環境は大きく変化し、食生活の乱れや栄養バランスの偏り、食料の生産・消費における課題など、様々な問題が顕在化しています。

また、デジタル化の進展やライフスタイルの多様化に伴い、私たちの食生活も大きく影響を受けています。

このような中で食育は、私たちの健康や地域の未来を支える重要な取組です。

大洲市では、食育基本法に基づき、平成21年2月に「大洲市食育推進計画」を策定し、おおむね5年ごとに評価・改定を実施しつつ、家庭や学校、地域社会が一体となって、全ての市民が健康で豊かな食生活をおくれるよう、「食育の環（わ）」を広げながら、様々な取組を行ってきました。

このたび、令和6年度をもって第3次大洲市食育推進計画の期間が満了することから、これまでの施策の進捗状況、目標の達成状況の検証を行い、社会情勢の変化に伴う課題を見据え、「第4次大洲市食育推進計画」を策定しました。

本計画では、関係機関が横断的に連携して、「おおず」の特性を生かしながら、食育を通じてSDGsへの貢献につながる取組を推進していくこととしておりますので、引き続き皆様のなお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただいた大洲市食育推進会議委員の皆様、ご協力いただきました全ての皆様に心からお礼を申し上げます。

令和7年3月

大洲市長 二宮隆久

目 次

第1章 計画策定の基本的な考え方.....	1
1 計画の策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画の期間.....	3
第2章 食育の現状と課題.....	4
1 大洲市食育アンケート.....	4
2 第3次計画の評価指標と達成状況.....	5
3 食に関する現状と課題.....	6
第3章 食育推進の方向.....	12
1 基本理念.....	12
2 重点目標.....	12
3 基本方針.....	12
4 施策体系図.....	13
5 食育によるSDGs達成への貢献.....	15
第4章 食育推進の評価指標.....	16
1 評価指標の考え方.....	16
2 評価指標.....	16
第5章 食育推進の施策展開.....	23
1 家庭・学校・地域等それぞれの役割に応じた食育の推進（市民の健康の視点）	23
2 持続可能な食を支える食育の推進（社会・環境・文化の視点）.....	35
3 大洲市が取り組む主な食育関連事業一覧.....	38

第6章 計画の推進に向けて..... 44

- 1 施策の推進と関係機関等との連携..... 44
- 2 計画の進行管理..... 45
- 3 大洲市食育推進会議設置要綱..... 46
- 4 大洲市食育推進会議委員名簿..... 47
- 5 計画策定の経過..... 47

参考資料..... 48

- 1 用語解説..... 48
- 2 大洲市の食育キャラクター紹介..... 51

第1章 計画策定の基本的な考え方

1 計画の策定の趣旨

近年、社会情勢が目まぐるしく変化する中で、ライフスタイルの多様化による食や生活習慣の変化、そして食をめぐる様々な問題が生じ、これらに対応するために平成17年、国は食育に関し基本理念を定め、健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とした食育基本法を施行し、翌年平成18年に食育推進基本計画を策定しました。

これに伴い、平成19年3月には愛媛県食育推進計画が策定され、大洲市においても平成21年2月に大洲市食育推進計画を策定し、さらに平成26年2月に第2次大洲市食育推進計画、平成31年2月に第3次大洲市食育推進計画（以下「第3次計画」という。）を策定し、市民に食育の普及啓発を行い、関係機関や団体等と連携し様々な取組を行ってきました。

この度、第3次計画の対象期間が満了することから、これまでの食育の推進の成果と食をめぐる新たな課題を分析・整理し、第4次大洲市食育推進計画（以下「第4次計画」という。）を策定することとしました。

第4次計画においては、「食育によるSDGs達成への貢献」をコンセプトに、栄養改善や教育、健康と持続可能な生産消費形態の確保など、SDGsの目標達成に向けた施策を総合的かつ計画的に推進することとします。

「食育」とは

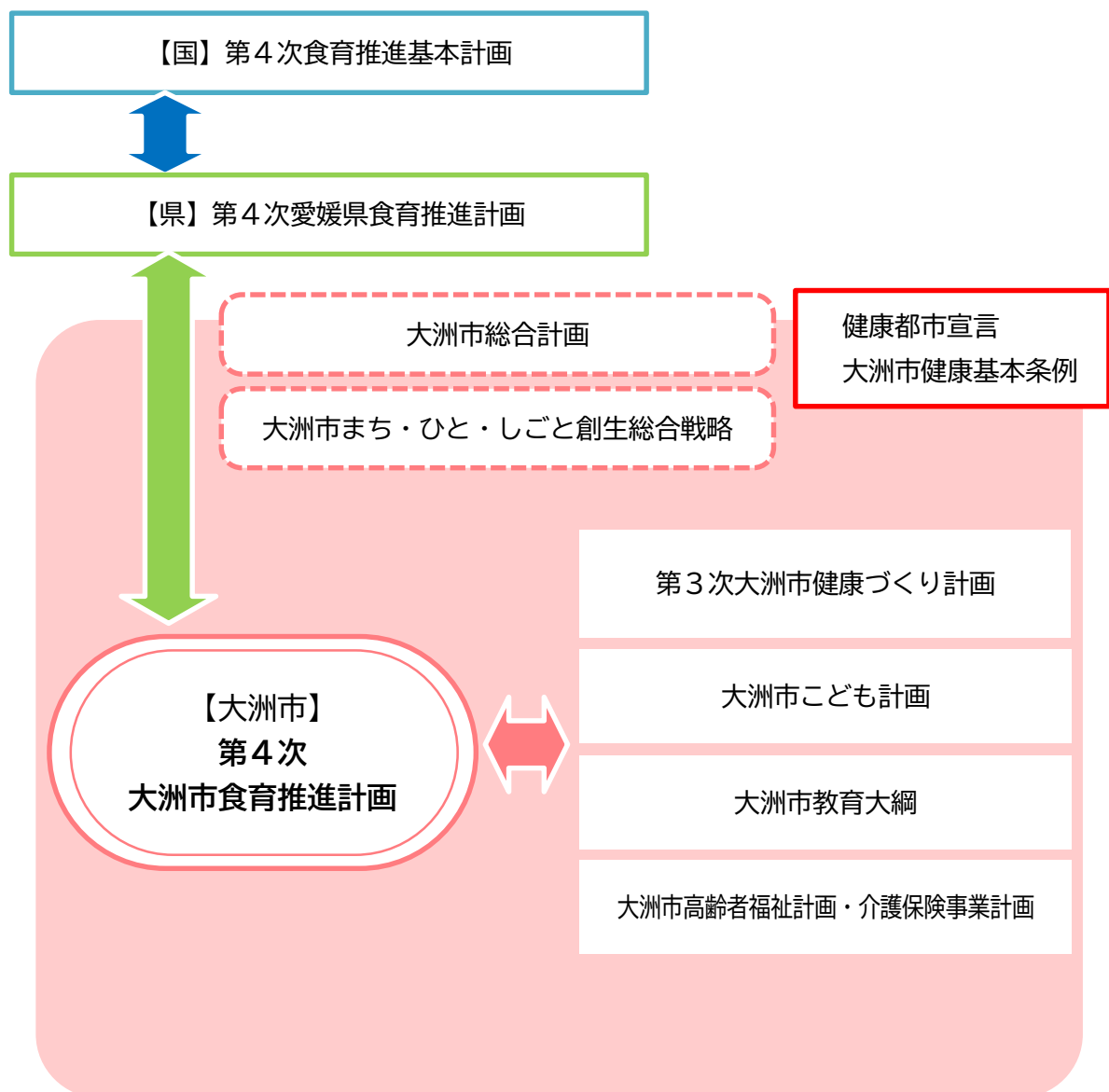
生きるうえでの基本であって、知育、徳育、体育の基礎となるもの。様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

- ・ 知育…知識を豊かにし、知的な能力を高める教育
- ・ 徳育…人格や道徳心を養い育てる教育
- ・ 体育…健全な体をつくる教育

2 計画の位置づけ

本計画は、食育基本法第18条第1項に基づく「市町村食育推進計画」として位置づけられるもので、これまでの食育推進の成果と課題を踏まえ、今後の食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。

大洲市健康づくり計画等、食育の推進に関わる他計画や指針等との整合性・調和を図りながら推進するものとします。



3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から11年度までの5年間とします。

令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
第3次大洲市食育推進計画										
					策定	第4次大洲市食育推進計画				

(社会情勢の変化を踏まえ計画の期間内であっても必要に応じて見直す場合があります。)

第2章 食育の現状と課題

1 大洲市食育アンケート

大洲市では、第3次計画の取組を評価するために、市民を対象とした「大洲市食育アンケート」を実施しました。調査の概要は以下の通りです。

(1)調査目的

市民の食育に関する意識や状況を把握し、第3次計画の取組を評価し、第4次計画策定に向けた課題抽出と今後の方向性を検討するための資料とします。

(2)調査期間

令和6年6月3日～令和6年6月21日

ライフステージ (基準日 R6.4.1)			対象	調査	配布 実数	回収数	回収率 (%)
①	胎児期 (妊娠期)	妊婦	R6.1～R6.4 母子健康手帳交付者	郵送・Web	58	39	67.2
②	乳幼児期	1 歳～5 歳	無作為抽出 1 歳きざみ 各 14 人 (男性 7 人、女性 7 人)	郵送・Web	70	44	62.9
③	学童期	小学生		郵送・Web	84	45	53.6
④	思春期 青年期	中学生	無作為抽出 1 歳きざみ 各 24 人 (男性 12 人、女性 12 人)	郵送・Web	72	48	66.7
		高校生～ 19 歳		郵送・Web	119	46	38.7
⑤	成人期	20 歳～ 39 歳	無作為抽出 1 歳きざみ 各 16 人 (男性 8 人、女性 8 人)	郵送・Web	320	116	36.3
⑥	壮年期	40 歳～ 64 歳	無作為抽出 1 歳きざみ 各 14 人 (男性 7 人、女性 7 人)	郵送・Web	350	153	43.7
⑦	高齢期	65 歳～ 74 歳		郵送・Web	140	86	61.4
		75 歳～ 84 歳	郵送・Web	100	57	57.0	
無回答			-	-	-	6	-
合 計					1,313	640	48.7

2 第3次計画の評価指標と達成状況

種類	第3次大洲市食育計画				現状値 (令和6年度)	評価	出典
	番号	指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)			
① 家庭割・学校・地域等のそれぞれの推進	1	朝ごはんを、毎日食べない人の割合の減少	小学生 5.7% 中学生 14.4% 20～39歳 39.3%	0% 0% 15%以下	小学生 12.5% 中学生 11.4% 20～39歳 44.0%	D B C	①
	2	食事のあいさつをする人の割合の増加	88.1%	100%	88.3%	C	①
	3	朝食又は夕食を家族のだれかと一緒に食べる「共食」の割合の増加	69.8%	80%以上	78.5%	B	①
	4	毎月19日が「食育の日」と知っている人の割合の増加	11.0%	50%以上	11.5%	C	①
	5	学校給食における大洲産の生鮮野菜・果物を使用する割合	69.5%	さらなる向上を目指す	68.9% (令和4年度)	C	②
② 食育の“わ”を広げる	6	「食育」に関心のある人の割合の増加	53.9%	90%以上	68.8%	B	①
	7	食品を買うとき、産地表示を参考にしている人の割合の増加	79.8%	90%以上	77.5%	C	①
	8	地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等継承し、伝えている人の割合の増加	53.0%	60%以上	45.5%	D	①
	9	食品ロス削減のために何らかの行動をしている人の割合の増加	94.1%	さらなる向上を目指す	95.9%	A	①
③ 世代に応じた食育の推進	10	朝ごはんに、主食・主菜・副菜がそろっている人の割合の増加	33.9%	80%以上	43.5%	B	①
	11	食品を買うとき、栄養成分表示を参考にしている人の割合の増加	66.6%	75%以上	65.8%	C	①
	12	内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の言葉も内容も知っている人の割合の増加	64.5%	80%以上	67.8%	C	①
	13	適正体重（18.5≦BMIより<25）を維持する人の割合の増加	68.1%	75%以上	69.7%	C	①
	14	噛むことを意識して食べる人の割合の増加	45.3%	80%以上	80.0%	A	①
	15	生活習慣病の予防や改善のために、普段から減塩に気をつけている人の割合の増加	49.1%	60%以上	49.7%	C	①

<達成状況>

- A 目標を達成できた
- B 目標を達成はしていないが改善している
- C ほぼ変化なし（±5%未満）
- D 悪化している
- E 判定不能項目

<出典一覧>

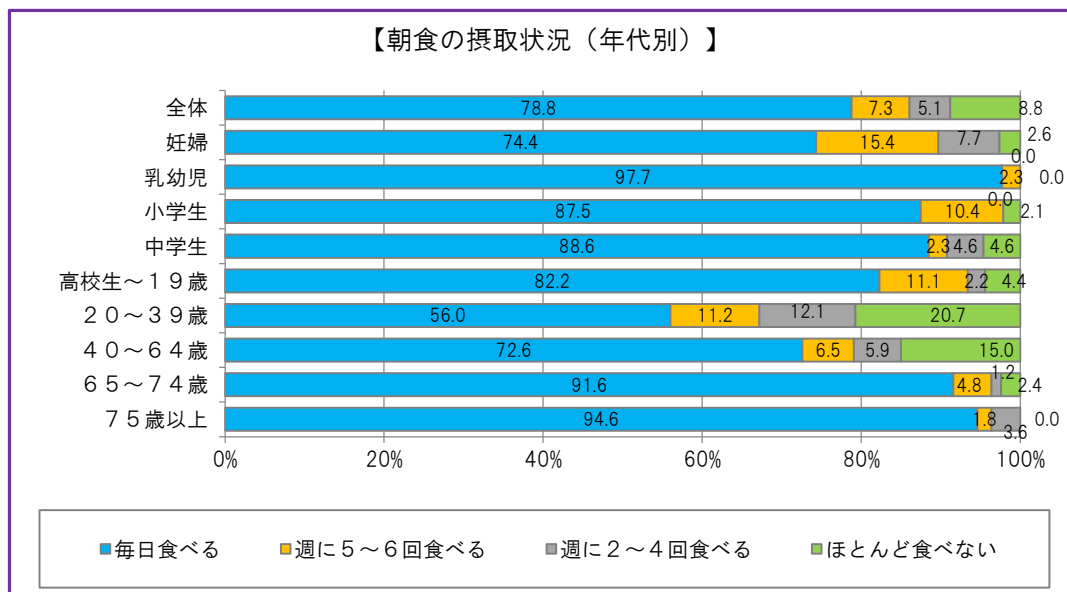
- ①大洲市食育アンケート（R6）
- ②大洲市学校給食地産地消推進戦略会議資料

3 食に関する現状と課題

食生活や栄養バランスの乱れ

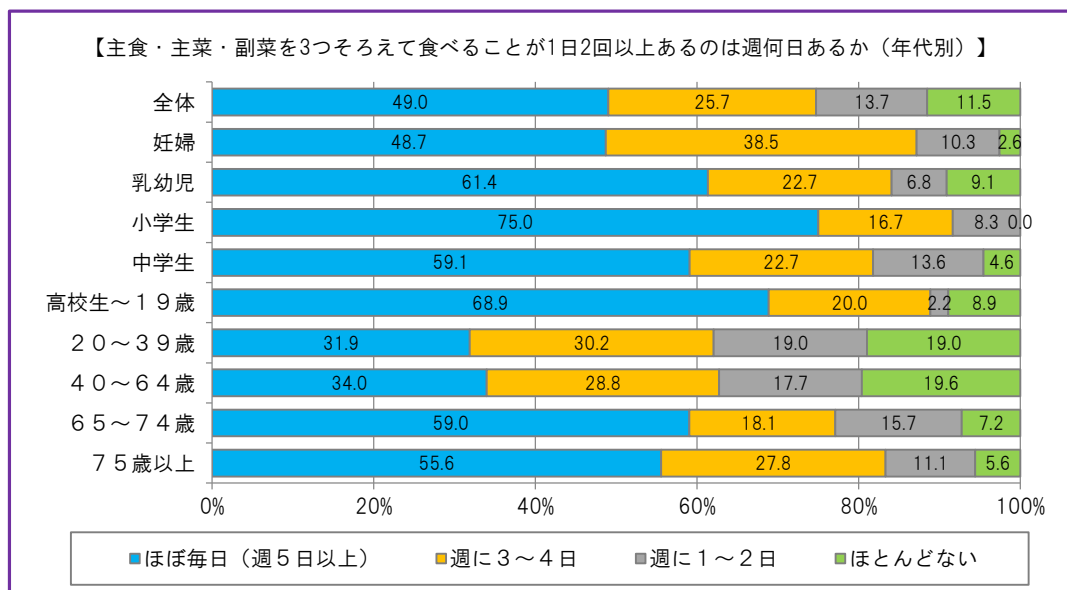
朝食欠食率の増加

全体として、朝食欠食率が高くなっています。小学生世代の朝食欠食率が高い傾向にあり、その保護者世代にあたる20～39歳でも欠食率が目立ち、「ほとんど食べない」人が2割を超えています。



食事バランスの乱れ

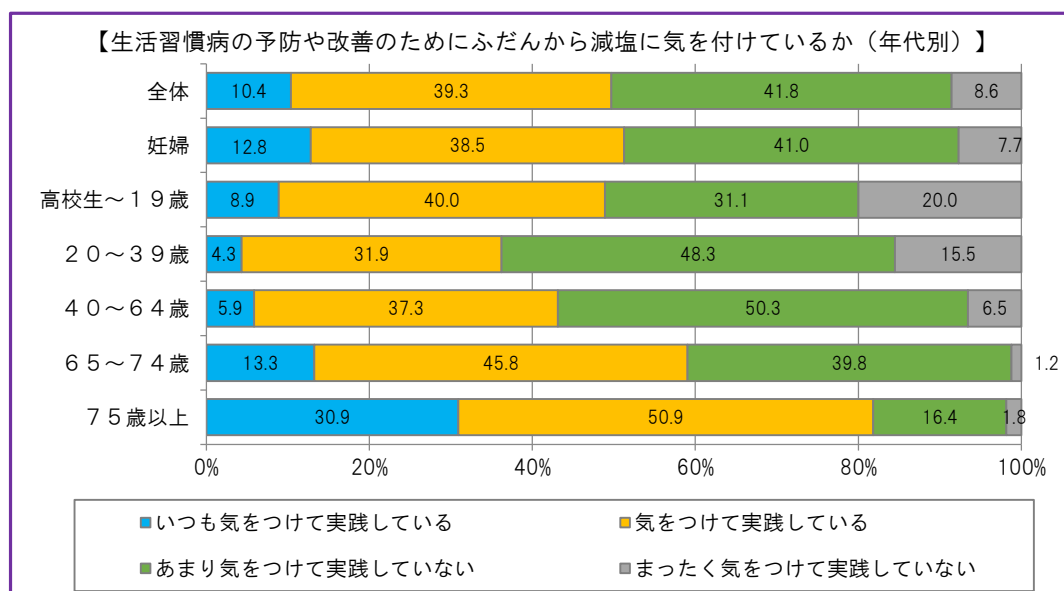
主食・主菜・副菜をそろえてバランスのよい食事を1日2回以上ほぼ毎日食べているのは約5割の人です。よって2人に1人は食事バランスに問題があるということが分かります。特に20～39歳、40～64歳では食事バランスが乱れている人が多い傾向にあります。



健康への影響

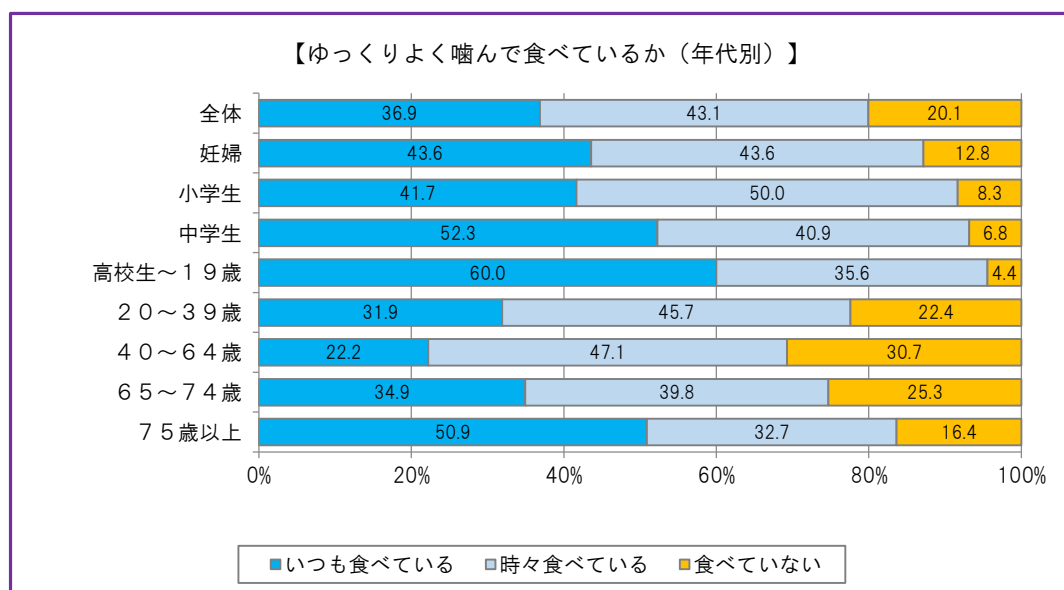
減塩の意識の低下

全体で「いつも気をつけて実践している」人は1割にとどまり、「あまり気をつけて実践していない」「まったく気をつけて実践していない」人を合わせると半数を超えています。



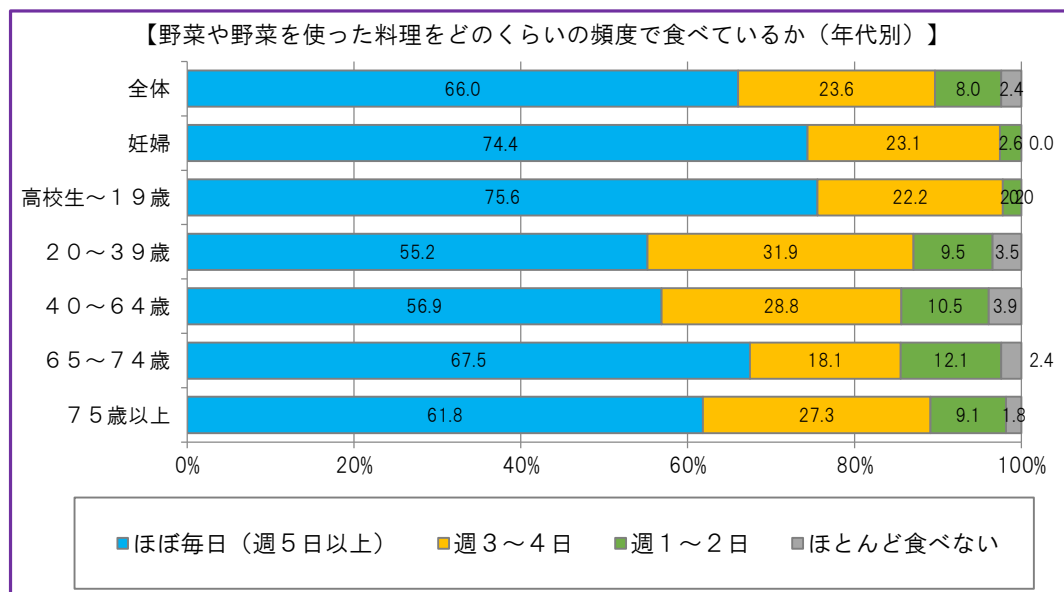
よく噛んで食べることの意識

「ゆっくりよく噛んで食べているか」に対して「いつも食べている」「時々食べている」と回答した人を合わせると8割に達しています。



野菜を食べる頻度

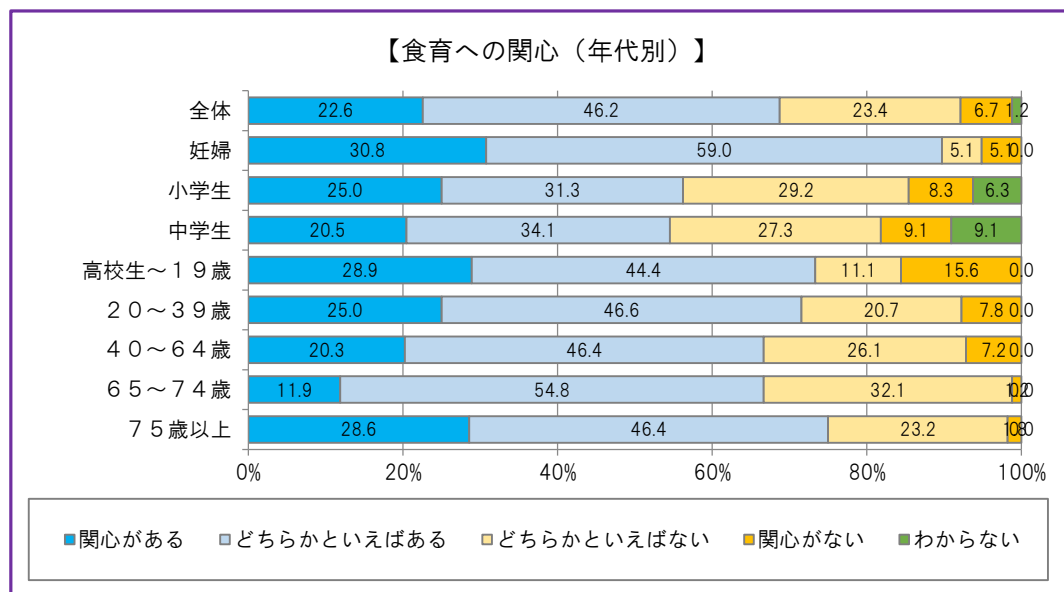
全体の66%の人が野菜や野菜を使った料理を「ほぼ毎日（週5日以上）」食べています。
「ほとんど食べない」人も一定数いることが分かります。



食を取り巻く環境や意識の変化

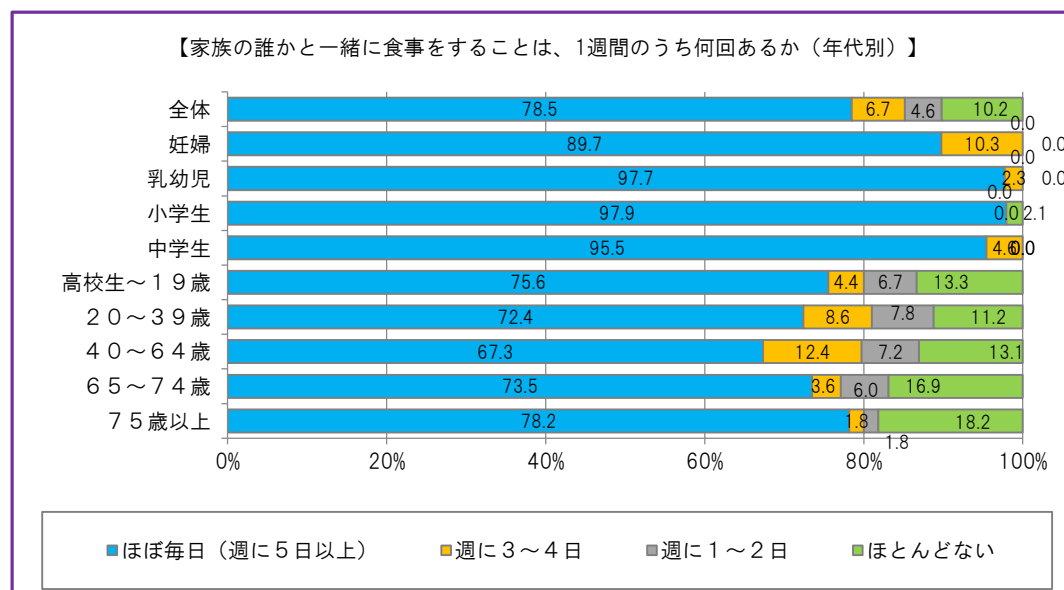
食育への関心

食育への関心について、全世代で、「どちらかといえば関心がある」人の割合が高く、「関心がある」人と合わせると約7割になります。



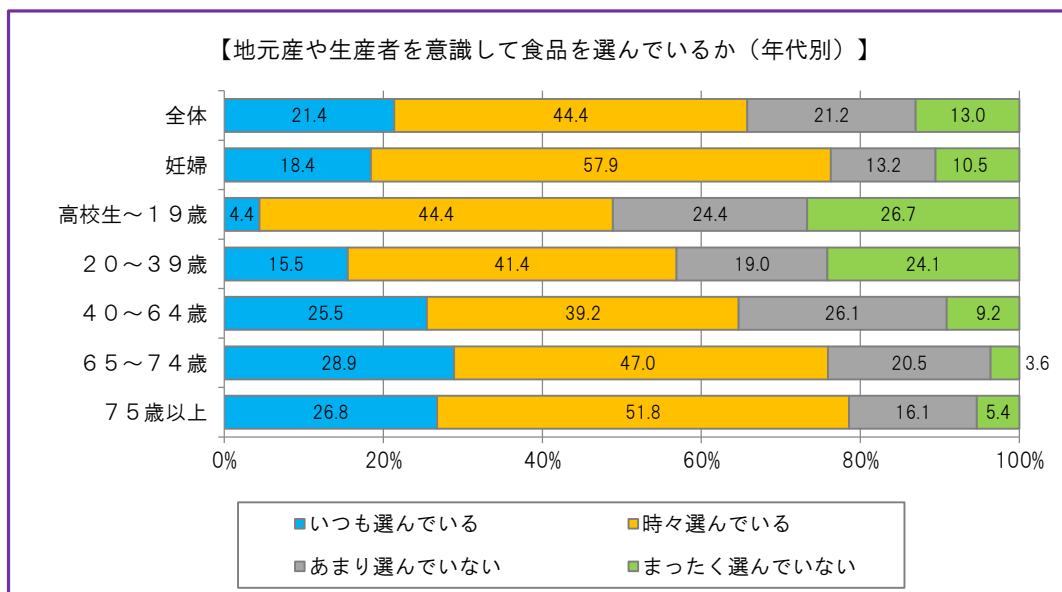
家族との共食の減少

近年では様々な家庭環境や生活の多様化により、家族との共食の機会が減少しています。



地産地消の意識

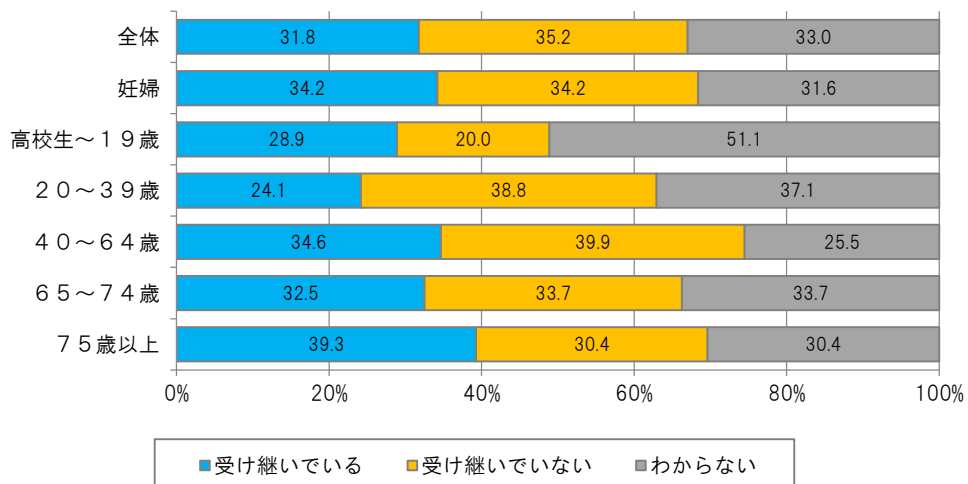
地元産や生産者を意識して食品を選んでいる人は比較的多い傾向にあります。
「いつも選んでいる」人と「時々選んでいる」人を合わせると約66%になります。



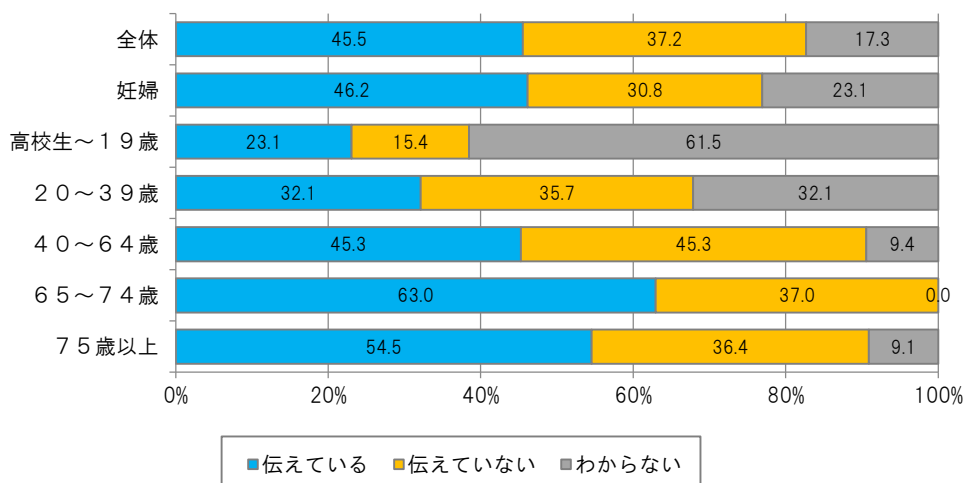
食文化の継承

世代間での食文化の継承は、十分に進んでいない現状が見受けられます。

【郷土料理や伝統料理など、料理や味・食事作法を受け継いでいるか（年代別）】



【郷土料理や伝統料理などの料理や味・食事作法を伝えているか（年代別）】



第3章 食育推進の方向

1 基本理念

すべての市民が、生涯にわたって健康で楽しい食生活をおくり、
心身ともに豊かな人生をおくる

2 重点目標

基本理念を達成するために、以下の3つの重点目標を設定します。

- 自然の恵みに感謝し「食」を大切にする心の育成（人間形成）
- 「おおず」の環境と食文化に根ざした食育の推進（地域活性化）
- 市民一人ひとりの健全な食生活の確立と実践（健康増進）

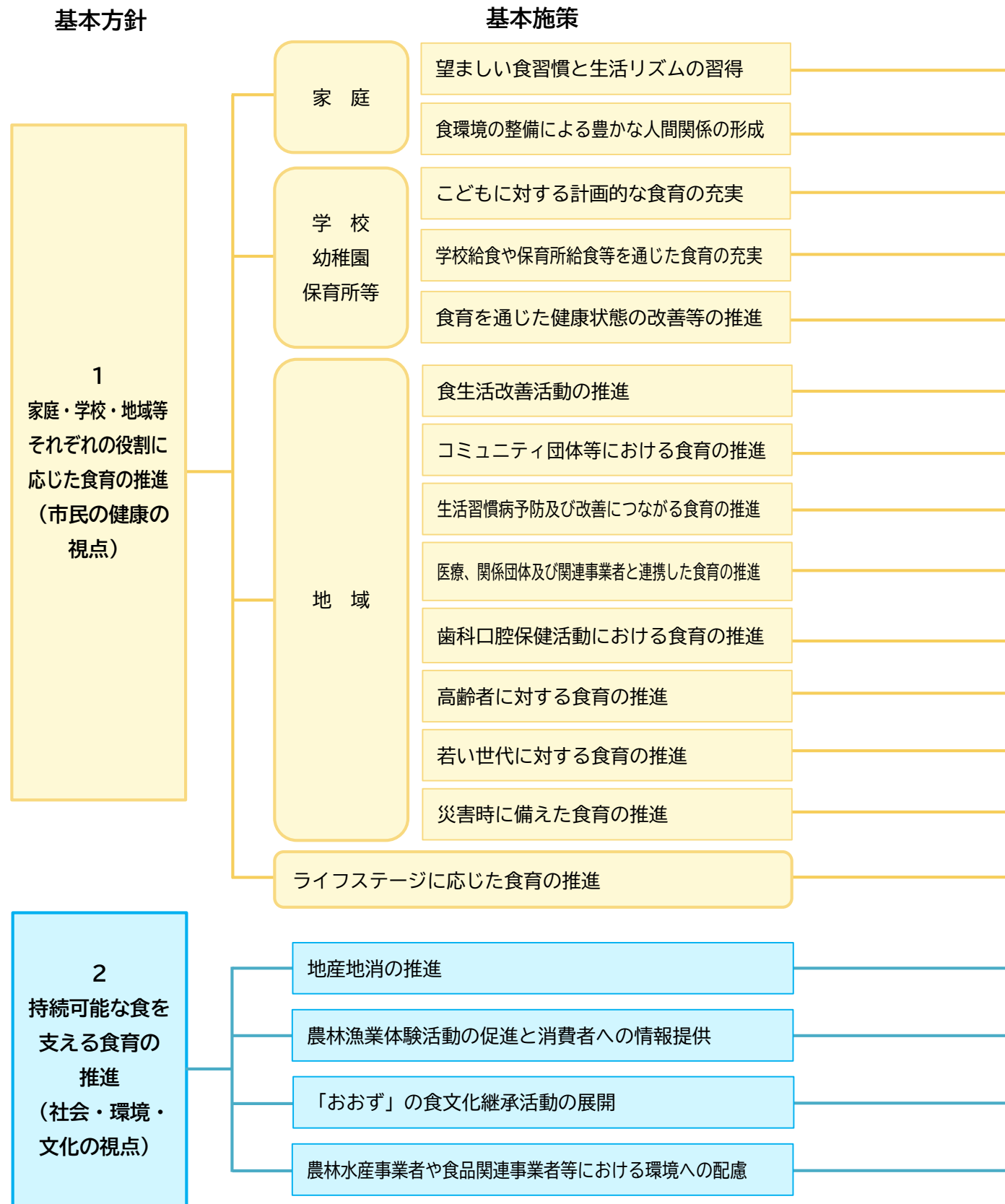
3 基本方針

以下の2つの項目を基本方針として、食育推進に向けた施策を展開します。

1 家庭・学校・地域等それぞれの役割に応じた食育の推進

2 持続可能な食を支える食育の推進

4 施策体系図



主な取組

・食育の重要性や知識等の啓発 ・「早寝早起き朝ごはん」運動の推進	・妊産婦に対する栄養指導等の充実 ・生活習慣病予防のための情報提供 ・食を楽しむ機会の提供
・共食の推進	・食に関する相談や各種教室の開催 ・世代にあった食育教室の開催
・学校における食育の実践 ・学校、関係団体、行政の連携	・幼稚園、保育所等における食育の実践 ・食育活動の周知 ・世代にあった食育の実践 ・デジタルを活用した食育の推進
・給食を通じた食育の実施 ・地場産物の活用推進	・環境に配慮した食育の推進 ・保護者に対する情報提供等の充実 ・伝統的な食文化の継承
・望ましい食習慣の定着 ・健康に関する個別相談、個別指導	・健康に関する正しい知識の普及・啓発 ・減塩の推進
・「食育月間」「食育の日」の普及と食育活動の推進 ・食生活改善推進協議会の活動支援	・食に関する正しい情報提供 ・食生活改善推進員の増加
・活動を通じた望ましい食生活の普及	・市民ボランティアの養成・育成 ・団体向けの情報提供
・栄養バランスの知識の普及啓発	・運動習慣の定着 ・健康的な生活習慣の定着 ・減塩の推進
・小児生活習慣病予防のための活動の充実 ・関係団体の連携	・健康相談や運動指導の充実 ・消費者が信頼できる表示・情報提供
・むし歯や歯周病予防の推進 ・噛ミング30(カミングサンマル)の推進	・8020(ハチマルニイマル)運動の推進
・高齢者向け健康講座の開催	・共食の推進 ・低栄養・フレイル等の予防
・食に関する知識の普及	・若い世代のための料理教室の開催 ・食育リーダー等の人材育成
・飲料水・食料品の備蓄	・家庭におけるローリングストック法等による取組の推進
・ライフスタイルや、多様な暮らしに対応した、切れ目のない生涯を通じた食育の推進 (妊娠(胎児)期・乳幼児期・学童、思春期・青年期・成人期・壮年期・高齢期)	
・「おおず」ならではの高品質な農林水産物の生産振興と普及 ・学校給食などでの地場産物の利用促進	・安全・安心な地場産物の提供 ・地場産物の購入機会の拡大
・体験活動の推進 ・食品衛生等に関する情報発信・啓発	・生産者と消費者の交流 ・「旬」の食材に関する情報提供
・地場産物を活用した情報発信や講習会の開催 ・関係団体による普及	・郷土料理や伝統料理、和食の普及活動
・食品ロス削減月間、食品ロス削減の普及 ・エコファーマーの推進	・「エコえひめ」農産物の普及啓発

5 食育によるSDGs達成への貢献

「持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、17の「持続可能な開発目標(SDGs)」を掲げ、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指しています。

SDGs が掲げる「誰一人取り残さない」という考え方は、住民一人ひとりが主体的に食育の推進及び健康づくりに取り組み、それを地域全体で支えることを目指す本市の取組と一致するものです。

本計画では、特に以下に掲げるSDGsの6つの目標を意識し、地域や関係団体及び関係機関等と連携のもと、持続可能な食育を推進します。

◆SDGsの17のゴール



◆本計画で特に意識するSDGs



誰もが、安心・安全な栄養のある食料を、手に入れられるようにします。



すべての市民が健康で楽しい食生活が送れるよう、市民の健康状態の維持・向上に取り組めます。



各種講座や食育の取組等を通じて、生涯にわたって市民の生きる力を育みます。持続可能な食生活や食文化について学び、次世代に繋げます。



支え合いと助け合いによる健康づくりを通じ、安心して暮らせるまちづくりを推進します。



家庭等で食べ物を無駄にしないように、環境にも配慮した食事を心がけます。生産、流通段階を含めて食品ロス削減に努めます。



行政、住民、保健・医療・学校・福祉の各機関や関係団体等の協働で食育を推進します。

第4章 食育推進の評価指標

1 評価指標の考え方

本計画の評価指標は、第3次計画で設定した評価指標の評価を踏まえ、「目標を達成しておらず引き続き目指す目標」「目標を達成しているが継続して一層推進していくべき目標」「新たに重点的に取り組む必要がある目標」を設定しています。

市民一人ひとりの取組を基本とし、個人を取り巻く地域や食育に関係する各機関が一体となって取組を推進することで、目標の達成を目指します。

一方で、安易に目標値の達成のみにとらわれず、市全体で食育を推進していくよう留意します。

2 評価指標

指標① 「食育」に関心のある人の割合の増加

現状値

68.8%



目標値

90%以上

食育を市民運動として展開し、成果を挙げていくためには市民一人ひとりが食育に関心を持つことが重要となります。引き続き、食育に関心のある人の増加を目指します。

指標② 朝食又は夕食を家族の誰かと一緒に食べる「共食」の割合の増加

現状値

78.5%



目標値

85%以上

家族が食卓を囲んで共に食事をしながらコミュニケーションを図ることは食育の原点であり、食の楽しさを実感したり、食や生活に関する基礎を習得する機会にもなることから、仕事や生活環境に配慮しつつ、同居する家族と一緒に食べる共食の回数の増加を目指します。

指標③ 地域等で共食したいと思う人が共食する割合の増加

現状値	目標値
43.2%	75%以上

近年、家庭環境や生活の多様化により家族との共食が難しい人も増えてきている中で、共食により食を通じたコミュニケーション等を図りたい人が、地域や所属するコミュニティを通じて、様々な人と共食する機会を持つことは重要です。そのため、地域等で共食したいと思う人が共食する機会の増加を目指します。

指標④ 朝食を欠食する人の割合の減少

現状値	目標値
小学生 12.5%	小学生 0%
中学生 11.4%	中学生 0%
20～39 歳 44.0%	20～39 歳 15%以下

朝食を毎日食べることは、栄養バランスに配慮した食生活や基本的な生活習慣を身に付けるために、非常に重要です。小・中学生では引き続き0%を目指します。また次世代に食育をつなぐ大切な担い手である20～39歳の朝食欠食率が多いため、若い世代での朝食欠食率15%以下を目指します。

指標⑤ 朝食に、主食・主菜・副菜がそろっている人の割合の増加

現状値	目標値
43.5%	60%以上

1日のスタートになる朝食は、活動に必要な栄養補給の機会として大切な役割を持っています。朝食の欠食率の減少を目指すとともに栄養バランスにも着目し、朝食に主食・主菜・副菜がそろっている人の増加を目指します。

指標⑥

学校給食における大洲産の生鮮野菜・果物を使用する割合

(金額ベース)

現状値
68.0%
(令和4年度)



目標値
さらなる向上を目指す

(重量ベース)

現状値
68.9%
(令和4年度)



目標値
77.0%

学校給食における地場産物を使用する割合について、地域への貢献等の観点から金額ベースの産出方法を追加し、各関係機関の連携のもと、学校給食の献立に安全・安心な地場産物を積極的に活用します。

指標⑦

主食・主菜・副菜を1日2回以上ほぼ毎日食べている人の割合の増加

現状値
全体 49.0%
20～39歳 31.9%



目標値
全体 60%以上
20～39歳 50%以上

健全な食生活を実践するためには、主食・主菜・副菜を組み合わせた栄養バランス等に配慮した食事を習慣的にとることが必要です。また、20～39歳の世代についても新たに目標を設定し、若い世代から健全な食生活を実践する人の増加を目指します。

指標⑧ 野菜をほぼ毎日食べる人の割合の増加

現状値

66.0%



目標値

80%以上

食事を栄養バランスよく食べるためには、毎食野菜をたくさん食べることが重要です。また、野菜摂取頻度の高い人は、脳血管疾患等の発症リスクが低い傾向にあります。生活習慣病予防、健康寿命延伸の観点からも、野菜をほぼ毎日食べる人の増加を目指します。

指標⑨ 適正体重（ $18.5 \leq \text{BMI} < 25$ ）を維持する人の割合の増加

現状値

69.7%



目標値

75%以上

生活習慣病予防や改善のためには、日常から望ましい食生活を意識し、実践することが重要です。エネルギーの適量摂取に気を付け、標準体重を維持する人の増加を目指します。

指標⑩ 生活習慣病の予防や改善のために、普段から減塩に気をつけている人の割合の増加

現状値

49.7%



目標値

80%以上

生活習慣病予防や改善のためには、普段から望ましい食生活を意識し、実践することが重要です。健康寿命延伸のために生活習慣病を予防し、減塩に気をつけている人の増加を目指します。

指標⑪

ゆっくりよく噛んで食べている人の割合の維持

現状値

80.0%



目標値

80%以上の維持

健やかで豊かな生活を送るためには、口腔機能が十分に発達し維持することが重要です。また健康寿命延伸のために、噛むことや食べる速さにも着目し、口腔の健康や口腔機能の獲得・維持・向上と関連させた食育が重要であることから、引き続きゆっくりよく噛んで食べる人の増加を目指します。

指標⑫

食に関する農林漁業を体験したことがある人の割合の増加

現状値

79.2%



目標値

90%以上

特にこどもの頃の農林漁業体験は、食べ物を大切にする意識や関心を持つきっかけにもなります。「食」への関心や理解を深めるために、農林漁業を体験したことがある人の増加を目指します。

指標⑬

産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ人の割合の増加

現状値

65.8%



目標値

80%以上

地産地消の推進及び、持続可能な生産消費形態を確保するために、また安全・安心の観点からも地場産物を求める傾向は増加しています。引き続き、産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ人の増加を目指します。

指標⑭

食品ロス削減のために何らかの行動をしている人の割合の維持

現状値

95.9%



目標値

90%以上の維持

食品ロスの現状や、削減の必要性について認識を深め、自ら主体的に取り組むことができるように、行動する人の増加を目指します。

指標⑮

地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等継承し、伝えている人の割合の増加

現状値

45.5%



目標値

55%以上

「おおず」には、郷土料理や伝統料理、地域や家庭で受け継がれた料理や味などがあります。「おおず」の食材を活かした郷土料理や食文化などを受け継ぎ、地域や次世代へ伝えていけるよう、教わる人、伝える人の増加を目指します。

指標⑯

安全な食生活を送ることについて普段から気をつけている人の割合の増加

現状値

87.5%



目標値

90%以上

健全な食生活の実現にあたっては、食品の選び方や適切な調理、保管の方法等について基礎的な知識を持つことが重要です。食品衛生、食物アレルギー、添加物、原材料、生産地等あらゆる食品の情報を的確に判断し、その知識を活用しながら安全な食生活を送る人の増加を目指します。

国・県・大洲市における評価指標の比較

【第4次食育推進基本計画（国）】

番号	評価指標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
1	食育に関心を持っている国民の割合	83.2%	90%以上
2	朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数	週9.6回	週11回以上
3	地域等で共食したいと思う人が共食する割合	70.7%	75%以上
4	朝食を欠食する子供の割合	4.6%	0%
5	朝食を欠食する若い世代の割合	21.5%	15%以下
6	栄養教諭による地場産物に係る食に関する指導の平均取組回数	月9.1回	月12回以上
7	学校給食における地場産物を使用する割合(金額ベース)を現状値(令和元年度)から維持・向上した都道府県の割合	-	90%以上
8	学校給食における国産食材を使用する割合(金額ベース)を現状値(令和元年度)から維持・向上した都道府県の割合	-	90%以上
9	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている国民の割合	36.4%	50%以上
10	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている若い世代の割合	27.4%	40%以上
11	1日当たりの食塩摂取量の平均値	10.1g	8g以下
12	1日当たりの野菜摂取量の平均値	280.5g	350g以上
13	1日当たりの果物摂取量100g未満の者の割合	61.6%	30%以下
14	生活習慣病の予防や改善のために、普段から適正体重の維持や減塩等に気を付けた食生活を実践する国民の割合	64.3%	75%以上
15	ゆっくりよく噛んで食べる国民の割合	47.3%	55%以上
16	食育の推進に関わるボランティア団体等において活動している国民の数	36.2万人	37万人以上
17	農林漁業体験を経験した国民(世帯)の割合	65.7%	70%以上
18	産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民の割合	73.5%	80%以上
19	環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民の割合	67.1%	75%以上
20	食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民の割合	76.5%	80%以上
21	地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民の割合	50.4%	55%以上
22	郷土料理や伝統料理を月1回以上食べている国民の割合	44.6%	50%以上
23	食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民の割合	75.2%	80%以上
24	推進計画を作成・実施している市町村の割合	87.5%	100%

【第4次食育推進計画（愛媛県）】

番号	評価指標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和10年度)
1	食育に関心を持っている県民の割合の増加	76.5%	90%以上
2	朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数の増加	週10.7回	週11回以上
3	地域等で共食したいと思う人が共食する割合の増加	24.7%	30%以上
4	朝食を欠食する県民の割合の減少	子ども(小学生) 7.3% 若い世代(20～30歳代) 27.3%	0% 15%以下
5	栄養教諭等による地場産物に係る食に関する指導の平均取組回数の維持	月13.8回	月12回以上の維持
6	学校給食における地場産物を使用する割合の増加・国産食材を使用する割合の維持(金額ベース)	地場産物の使用割合 69.1% 国産食材の使用割合 92.8%	75%以上 90%以上の維持
7	栄養バランス等に配慮した食生活を送っている県民の割合の増加	20歳以上 63.1% 若い世代(20～30歳代) 46.6%	70%以上 60%以上
8	1日当たりの食塩摂取量の減少	10.1g	7g未満
9	1日当たりの野菜の摂取量の増加	児童・生徒(7～14歳) 186g 20歳以上 275g	300g以上 350g以上
10	1日当たりのかんきつ類等の果物の摂取量の増加	113g	200g以上
11	生活習慣病の予防や改善のために、普段から適正体重の維持や減塩等に気を付けた食生活を実践する県民の割合の増加	56.6%	75%以上
12	よく噛んで味わって食べる県民の割合の維持	90.1%	90%以上の維持
13	食育の推進に関わるボランティアの数の増加	6,228人	増加
14	産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ県民の割合の増加	72.1%	80%以上
15	特別栽培農作物等県認証を受けた農作物の購入を希望する県民の割合の増加	87.8%	90%以上
16	食品ロス削減に積極的に取り組む県民の割合の増加	45% (令和2年度)	70%以上
17	えひめの食文化を伝承する郷土料理の普及・継承のための体験や講義等の活動実施数の増加	39回	50回以上
18	郷土料理や伝統料理を月1回以上食べている県民の割合の増加	59.5%	65%以上
19	食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている県民の割合の増加	70.7%	80%以上
20	食育推進計画を継続して策定・実施している市町の数の維持	20市町	20市町
21	食に通じた健康づくりに取り組む飲食店等の登録数の増加	646店舗	増加

【第4次食育推進計画（大洲市）】

番号	評価指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
1	「食育」に関心のある人の割合の増加	68.8%	90%以上
2	朝食又は夕食を家族の誰かと一緒に食べる「共食」の割合の増加	78.5%	85%以上
3	地域等で共食したいと思う人が共食する割合の増加	43.2%	75%以上
4	朝食を欠食する人の割合の減少	小学生 12.5% 中学生 11.4% 若い世代(20～39歳) 44.0%	0% 0% 15%以下
5	朝食に、主食・主菜・副菜がそろっている人の割合の増加	43.5%	60%以上
6	学校給食における大洲産の生鮮野菜・果物を使用する割合	金額ベース 68.0% (令和4年度) 重量ベース 68.9% (令和4年度)	さらなる向上を目指す 77.0%
7	主食・主菜・副菜を1日2回以上ほぼ毎日食べている人の割合の増加	全体 49.0% 若い世代(20～39歳) 31.9%	60%以上 50%以上
8	野菜をほぼ毎日食べる人の割合の増加	66.0%	80%以上
9	適正体重(18.5≦BMI<25)を維持する人の割合の増加	69.7%	75%以上
10	生活習慣病の予防や改善のために、普段から減塩に気を付けている人の割合の増加	49.7%	80%以上
11	ゆっくりよく噛んで食べている人の割合の維持	80.0%	80%以上の維持
12	食に関する農林漁業を体験したことがある人の割合の増加	79.2%	90%以上
13	産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ人の割合の増加	65.8%	80%以上
14	食品ロス削減のために何らかの行動をしている人の割合の維持	95.9%	90%以上の維持
15	地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等継承し、伝えている人の割合の増加	45.5%	55%以上
16	安全な食生活を送ることについて、普段から気をつけている人の割合の増加	87.5%	90%以上

●印は、第4次計画で新たに設定した評価指標

第5章 食育推進の施策展開

1 家庭・学校・地域等それぞれの役割に応じた食育の推進(市民の健康の視点)

(1)家庭における食育の推進

◇家庭の役割◇

家庭は、食育を実践する場として非常に重要な役割を持っています。

家族がともに食卓を囲みコミュニケーションをとることで、食に関する知識や理解を深め、食事のマナーを身に付けたり、食を楽しみ、食に対する興味や意識を高めることが家庭における食育の役割といえます。特に幼少期の食習慣は将来にわたる健康づくりにもつながる大切なものです。

家庭において食を大切にすることの育成や健全な食習慣の確立を図るため、また食に関する関心と理解を深めるために、以下の取組を推進します。

望ましい食習慣と生活リズムの習得

◇食育の重要性や知識等の啓発

大人自身が食育に関する理解を深め、こどもの望ましい食習慣の形成に寄与できるよう、食育に関する情報発信や啓発に努めます。

◇妊産婦に対する栄養指導等の充実

妊産婦の安全な妊娠・出産と産後の健康の回復のために、「食」に関する正しい知識の普及に努めます。また、こどもの発育に応じた食について学ぶ機会を提供し、適切な栄養指導の充実を図ります。

◇「早寝早起き朝ごはん」運動の推進

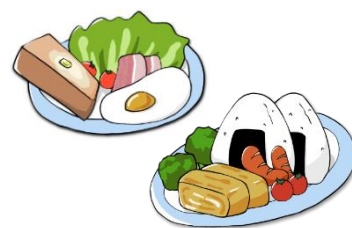
規則正しい生活リズムを確立するために、「早寝早起き朝ごはん」運動を推進し、バランスの取れた朝食摂取を促進します。

◇生活習慣病予防のための情報提供

こどものころからの健全な生活を推進することは、将来の生活習慣病予防につながるため、成長段階に応じた適切な情報提供を行います。

◇食を楽しむ機会の提供

こどもが食事の準備や調理に関わることで、「おおず」の食文化や食材に触れ、食に対する興味・関心や知識を深め、食べることが楽しいと感じることができるよう食を楽しむ機会を提供します。



食環境の整備による豊かな人間関係の形成

◇共食の推進

家族そろって食事をとり、食を通じたコミュニケーションをとることは、食の楽しさを実感できる機会であり、栄養や食材・料理に関する知識や食事のマナーを学ぶ場となります。家庭での共食の推進により食への関心や興味を深めていきます。

◇食に関する相談や各種教室の開催

管理栄養士等による食に関する相談窓口を設ける等、家庭での食育が実践できるよう支援します。

◇世代にあった食育教室の開催

世代にあった食育が家庭で実践できるよう、食育に関する情報をわかりやすくまとめた媒体を作成したり、各種食育教室を開催する等、保護者の食育を支援します。



(2) 学校・保育所・幼稚園等における食育の推進

◇学校・保育所・幼稚園等の役割◇

学校・保育所・幼稚園等は、こどもたちが多くの時間を過ごす場であり、食育を進めていくうえで大きな役割を担っています。学校や保育所などの集団生活の中で「食」について多くの仲間とともに学ぶことは、心身の成長や人格形成に大きな影響を与えるため、生涯にわたって健全な食生活を実践する基礎になります。

また、こどもへの食育は家庭への良き波及効果が期待できることから、家庭や地域と連携を深めつつ、十分な食育が実施されるよう、以下の取組を推進します。

こどもに対する計画的な食育の充実

◇学校における食育の実践

給食の時間や学習の時間など、教育活動の中に食育を取り入れ、計画的・組織的に実践できるよう、栄養教諭や給食主任を中心として推進します。

◇幼稚園、保育所等における食育の実践

すべての幼稚園、保育所、こども園において「食育計画」を作成し、保育士、栄養士、調理員などすべての職員の連携のもと、計画的な食育を実施します。

◇世代にあった食育の実践

就学前の幼児や小学校低学年では、「食」の楽しさを感じることで食への興味関心を高めます。

小学校中学年以降は、将来の自立に向けて食品に関する正しい知識を身に付け、料理することの実践力を育てるなど、世代にあった食育を実践します。

◇学校、関係団体、行政の連携

食育に関係する各機関が相互に連携し、食農教育や食育巡回による指導などを行います。

◇食育活動の周知

食育に関係する各機関が実施した食育活動の成果を、広く周知します。

◇デジタルを活用した食育の推進

I C Tなどのデジタル技術を積極的に活用し、より楽しく効果的に食育を推進します。



学校給食や保育所給食等を通じた食育の充実

◇給食を通じた食育の実施

年齢に応じた質や量、各個人の状態に配慮した給食を規則正しく提供することで、こどもの望ましい食習慣の形成や食に関する理解を促進します。給食を通じて、皆で食べる楽しみを感じる・食事のマナーを覚える・食材や味を知るなど、給食を「生きた教材」とした食育を実施します。



◇環境に配慮した食育の推進

食べ残しの廃棄を減らす「食べ物ありがとうの日」を設け、食べ物を大切にする意識を深めながら、食品ロス削減に取り組みます。

◇伝統的な食文化の継承

給食の献立に「おおず」の郷土料理や行事食を取り入れ、食文化の継承を図ります。

◇地場産物の活用の推進

各関係機関の連携のもと、給食の献立に安心・安全な地場産物を積極的に活用します。

◇保護者に対する情報提供等の充実

給食献立表や給食だより、広報・ホームページによる情報発信や、給食試食会の開催など、学校給食や保育所等の給食が家庭での食育につながるよう、保護者に対して「食」に関連する様々な情報を発信します。



食育を通じた健康状態の改善等の推進

◇望ましい食習慣の定着

学校・保育所等では、こどもが望ましい食習慣・生活習慣を身に付けることができるよう総合的に支援します。

◇健康に関する正しい知識の普及・啓発

日頃の食生活を振り返り、生活習慣病について学ぶ機会を提供したり、食と健康に関する正しい知識を習得できる機会を提供します。

◇健康に関する個別相談、個別指導

小児生活習慣病や食物アレルギー等の健康課題のあるこどもに対して、医療機関等と連携して、個別相談や個別指導の充実を図ります。

◇減塩の推進

将来の生活習慣病を予防するため、幼少期からうす味に慣れ、食材の味を楽しむ力を育てるよう働きかけを行います。



(3) 地域における食育の推進

◇地域の役割◇

生涯にわたって、心身ともに健康でいきいきと暮らしていくためには、世代に応じた一貫性、継続性のある食育を推進することが求められます。

そのためには、市全体で健康づくりや食育を推進することが必要であり、食育に関する関係機関を含む地域全体の連携が不可欠となります。

食生活改善活動の推進

◇「食育月間」「食育の日」の普及と食育活動の推進

6月の「食育月間」、毎月19日の「食育の日」の普及啓発に努め、地域での食育活動を推進します。

◇食に関する正しい情報提供

関係機関等と連携し、広報やホームページ等を通じて「食」に関する正しい情報の提供に努めます。

◇食生活改善推進協議会の活動支援

食生活改善推進協議会の食育推進活動を支援します。

◇食生活改善推進員の増加

食生活改善推進員の増加に努め、地域における食育活動を推進します。



食生活改善推進員とは

「私達の健康は、私たちの手で」をスローガンに、健康食フェアや、すこやか体操などの活動を通し、地域の健康づくりを進めています。

また、平成17年に「食育基本法」が施行されたことから、食生活改善推進員は、地域における食育推進の担い手として、「食育アドバイザー」とも呼ばれています。(令和6年度会員数306名)

コミュニティ団体等における食育の推進

◇活動を通した望ましい食生活の普及

地域の団体等の活動を通して、望ましい食生活の普及・啓発を図ります。また、地域住民等が協力して、こどもや高齢者等の食生活を支える体制を作ります。

◇市民ボランティアの養成・育成

市民ボランティア（食生活改善推進員等）を積極的に養成、育成し、地域での食育活動を推進します。

◇団体向けの情報提供

地域の団体等がそれぞれの立場で正しい情報提供を行うため、研修会の開催やチラシ、パンフレット等を作成し、情報提供に努めます。



生活習慣病予防及び改善につながる食育の推進

◇栄養バランスの知識の普及啓発

心身の健康維持のため、一人ひとりが適切な食事量と主食、主菜、副菜をそろえた栄養バランスのよい食生活を送ることができるよう知識の普及啓発に努めます。

◇運動習慣の定着

運動はメタボリックシンドロームの予防や筋力低下予防、生活習慣病予防、ストレス解消、認知症予防などの様々な効果が期待できるため、運動する習慣の定着を目指します。

◇健康的な生活習慣の定着

規則正しい生活を送ることは、心身の健康づくりの基盤となるため、健康的な生活リズムの確立と生活習慣の定着を目指します。

◇減塩の推進

生活習慣病予防のために、減塩を心がけるよう働きかけを行います。また、食生活改善のメリットを具体的に示し、行動変容を促す動機付けを行います。

医療、関係団体及び関連事業者と連携した食育の推進

◇小児生活習慣病予防のための活動の充実

学校と連携して、小児生活習慣病予防のために食育活動の充実を図ります。

◇健康相談や運動指導の充実

医療機関等と連携して、健康診断等に合わせて生活習慣病の予防を図るために、一人ひとりの健康状態に応じた栄養相談や運動指導の充実を図ります。

◇関係団体の連携

地域全体で食育を推進することを目指して、食材や料理に関する正しい情報を発信するなど食品関連業者と関係機関・団体等の連携を図ります。

◇消費者が信頼できる表示・情報提供

食品関係事業者や農林漁業者等と連携して、消費者が安心して食品や食材を選択し購入できるよう、産地、食品添加物、栄養成分表示、食物アレルギー表示など、正しい表示と情報の提供に努めます。

歯科口腔保健活動における食育の推進

◇むし歯や歯周病予防の推進

生涯にわたって自分の歯でおいしく食べ、健康的な生活を送ることができるよう、歯や口腔の健康の重要性を啓発し、むし歯や歯周病の予防を推進します。



◇8020運動の推進

80歳になっても自分の歯を20本以上保つことを目的とした「8020（ハチマルニイマル）運動」を推進します。



◇噛ミング30の推進

よく噛むことで肥満の防止や生活習慣病予防につながることを周知し、よく噛んで食べる習慣の定着を目指して「噛ミング30（カミングサンマル）」を推進します。

高齢者に対する食育の推進

◇高齢者向け健康講座の開催

生活習慣病予防や低栄養予防、食文化継承に焦点を当てた健康講座を開催します。

◇共食の推進

他の世代との交流を含めた地域とのコミュニティを通じて、「食べること」の意欲や楽しみを持てるよう共食の機会の増加に努めます。

◇低栄養・フレイル等の予防

高齢者は口腔機能（咀嚼、えん下等）や身体機能の低下などに加え、精神的にも虚弱となりやすいため、運動、口腔、栄養等様々な観点から、低栄養、フレイル等を予防し、生涯にわたって健康的な生活を送ることができるよう、健康支援に取り組みます。



若い世代に対する食育の推進

◇食に関する知識の普及

食や健康に関する意識が低くなりがちな働き世代に向けて、健康的な食生活を送るための情報発信を行い、「食」への関心と理解を深め、健全な食習慣が自らの力で確立できるよう、食育の重要性や食に関する知識の普及に努めます。

◇若い世代のための料理教室の開催

若い世代の人たちが自身の健康的な食生活を考え、自分で調理し、生涯にわたって自立した健康的な生活が送れるよう、関係機関・団体等が連携し、若い世代のための料理教室を開催します。

◇食育リーダー等の人材育成

地域に根差した食育を推進するために、食育活動に携わる若手の食育ボランティアを養成し、食育リーダーとして活動できる人材を育成します。



災害時に備えた食育の推進

◇飲料水・食料品の備蓄

飲料水や食料は生命維持に不可欠であり、災害時には特にその重要性が増します。近年、頻度を増す地震や水害等の災害時に備え、最低3日分～1週間分×人数分の飲料水、食料品の家庭での備蓄について周知啓発します。また、学校や地域での食育活動においても、災害時の食の重要性や備蓄の必要性、非常食の調理方法などを伝えます。

◇家庭におけるローリングストック法等による取組の推進

普段の食品を少し多めに買い置きし、消費した分を補充するローリングストック法による家庭での備蓄を推進します。

食育を通して、災害時の食に関する知識や備えの重要性を周知します。



(4) ライフステージに応じた食育の推進

食育の推進にあたって、妊娠（胎児）期から高齢期に至るまで7つのライフステージに区分し、ライフステージやライフスタイル、多様な暮らしに対応し、各年代の特徴や課題に応じた切れ目のない生涯を通じた食育の推進を目指します。

妊娠（胎児）期

テーマ
十分な栄養

妊娠中の母体の健康や胎児の発育のために、健康なからだづくりや適切な食習慣の形成が重要な時期です。

- 妊娠前から自分の食生活について見直し、食に関する正しい情報を習得し、健康なからだづくりに対する意識の啓発に努めます。

乳幼児期

テーマ
様々な体験

乳幼児期は心身の機能や食行動の発達が著しく、生涯にわたる健康づくりの基盤となる重要な時期であり、家庭での食生活が及ぼす影響が大きいいため、保護者への啓発も重要です。

- 発育・発達段階に応じて、健康な生活を基本とした望ましい食習慣を定着させるとともに、食に関する体験を積み重ねていくことができるよう、幼稚園・保育所等や地域・家庭において、連携して食に関する取組を行います。

学童期（小学生）、思春期（中高生）

テーマ
早寝・早起き・朝ごはん

学童期・思春期は、心身の発達が著しく、消化・吸収力や代謝が高まるとともに、食習慣が確立され、生活習慣が自立する時期です。

- 早寝・早起き・朝ごはん運動などの基本的な生活習慣づくりや、食に関する正しい知識及び生活リズムの向上を図るため、家庭、学校、地域と連携、協働した取組を行います。

青年期

テーマ
必要な栄養をきちんと

進学や就職等で生活スタイルの変化が大きい時期です。

- 基本的な生活習慣の確立、食事作りの基礎や栄養バランスの取れた食事の実践など、食品の安全性や栄養等の知識を深め、自らが正しく選択し食の自己管理に努めるよう普及啓発を図ります。

テーマ

「食」を楽しむ「食」をつなぐ

成人期

仕事や子育てで忙しく食生活に時間をかけられない人も多く、また結婚、出産、育児などライフステージが大きく変化する世代です。

- 食に関する正しい知識を習得し、健康な食生活を継続し次世代に繋げていくように食育を推進します。また、生活習慣病の予防及び健康寿命延伸に努めます。

テーマ

食事・運動・休養をバランスよく

壮年期

家庭や職場、地域において中核としての役割が求められ多忙な世代です。また生活習慣病を発症したり、体力面、精神面ともに調子を崩しやすい時期でもあります。

- 食に関する正しい知識を身に付け、生活習慣病の予防及び健康寿命延伸に努めるために、適切な食事や運動などの継続的な実践を促進します。
- 家庭や地域において、郷土料理や伝統料理、食事のマナー、和食や食文化を継承するよう推進します。

テーマ

楽しくおいしく食べる

高齢期

豊富な人生経験を持ち、食文化を次世代に伝える重要な役割を担う世代です。また家族構成の変化なども大きく、咀嚼能力や身体機能、運動量、健康状態などは個人差が大きい世代です。

〈前期高齢期〉

- 健康状態が日常生活に影響を及ぼすため、身体機能や生活機能を維持するための食育を推進します。
- 食に関する正しい情報を習得して、栄養バランスや適正量を把握し、生活習慣病予防、健康寿命延伸に努めます。
- 共食により食を通じたコミュニケーションを図りたい高齢者に対し、地域や他の世代との交流を含めた食育を推進します。

〈後期高齢期〉

- 運動、質の良い睡眠、排泄などの生活リズムを大切にして、食の楽しみを伝えます。
- 運動機能や口腔機能の維持改善に努め、「おいしく食べる」ことができるよう、個人の健康状態に合わせた食生活の実践を図ります。
- 買い物や調理を支援するサービスの充実を図ります。
- 共食により食を通じたコミュニケーションを図りたい高齢者に対し、地域や他の世代との交流を含めた食育を推進します。



〈ライフステージ別の主な取組一覧〉

重点目標	ライフステージ		妊娠（胎児）期	乳幼児期	学童・思春期	青年期	成人期	壮年期	前期高齢期	後期高齢期
	実践目標		生涯にわたる食育のはじまり	食べる意欲の基礎をつくり、食の体験を広げる	食の体験を深め、健全な食生活を実践する	健全な食生活を実践し、次世代へつなげる			食を通じた豊かな生活の実現、次世代へ食文化や食に関する知識や経験を伝える	
自然の恵みに感謝し「食」を大切にすることの育成（人間形成）	食育に関心をもつ					「食の大切さ」を学び、つなげる				
	みんなと一緒に食事を楽しむ					家族と友人等と一緒に食事をとりながら、コミュニケーションを図る				
	食に関する「感謝」の気持ち「もったいない」の気持ちを養う	「いただきます」「ごちそうさま」のあいさつをする・食料の生産から消費に至るまでの食環境を知り、感謝する気持ちを育む	「いただきます」「ごちそうさま」のあいさつをする・食料の生産から消費に至るまでの食環境を知り、感謝する気持ちを育む	「いただきます」「ごちそうさま」のあいさつをする・食料の生産から消費に至るまでの食環境を知り、感謝する気持ちを育む	食品ロス削減の必要性を知り、食べ物を大切にすること	環境に配慮して買い物をしたり、調理をするなど食品ロス削減に主体的に取り組む				
	産地や生産者を意識して農林水産物や食品を選ぶ	「おおず」の産物や旬の素材を使い、地産地消を推進する	「おおず」の産物や旬の食べ物を知って味わう		農林漁業体験を通して食べ物を知り、リサイクルなどについて考え、地球にやさしい食生活を実践する	食べ物の生産・流通過程を知り、リサイクルなどについて考え、地球にやさしい食生活を実践する				
「おおず」の環境と食文化に根ざした食育の推進（地域活性化）	和食のよさを知り、「おおず」の食文化を継承する	食事のマナーやおおずの食文化を次世代に継承する	正しい食事のマナーを実践する			食事のマナーやおおずの食文化を次世代に継承する				
		家庭の味・郷土料理・行事食などを取り入れ、次世代に継承する	家庭の味・郷土料理・行事食などに親しむ			家庭の味・郷土料理・行事食などを取り入れ、次世代に継承する				
	食の嗜好や安全性についての知識を身につける	食品の産地・栄養成分・添加物などの表示を参考にしながら選ぶ	色んな食品があることを知る	食品の産地・栄養成分・添加物などの表示を知る		食品の産地・栄養成分・添加物などの表示を参考にしながら選ぶ				
	食の嗜好や安全性についての知識を身につける	栄養バランス（主食・主菜・副菜）等を考えた食生活を送る	栄養バランスを考え、不足しがちな栄養を積極的に摂取し入れる	偏食なく、バランスよく食べる	自分の食生活を見直し、栄養バランスのとれた食生活を実践する	自分の食生活を見直し、栄養バランスのとれた食生活を実践する				
市民一人ひとりの健全な食生活の確立と実践（健康増進）	朝食を毎日食べる	朝食を毎日食べる	朝食を毎日食べる	「早寝・早起き・朝ごはん」を実践する		朝食を毎日食べる				
	うす味を心がける	減塩の必要性を知り、「うす味」を実践する	減塩の必要性を知り、「うす味」を実践する	素材の持ち味を活かした料理を味わい、味覚を育てる	色んな食体験を通して、健康的な味覚を確立させる	素材の持ち味を活かし、「うす味」を実践する				
	野菜をしっかりと食べる	野菜をしっかりと食べる	野菜料理を毎食しっかりと食べる							
	健康的な生活習慣を身に付ける	望ましい体重増加量を理解し、体重を管理する	からだを動かし、しっかりと遊んでお腹をすかせる	規則正しい生活を送る	生活習慣病の予防や改善のため、適切な食事や運動等を継続して実践する					
	よく噛んで味わって食べる	よく噛む習慣をつけ、味わって食べる	噛みごたえのある食事に慣れる	噛みごたえのあるものを食べ、よく噛む習慣をつけ、味わって食べる	噛みごたえのあるものを食べ、よく噛む習慣をつけ、味わって食べる					

2 持続可能な食を支える食育の推進(社会・環境・文化の視点)

地産地消の推進

◇「おおず」ならではの高品質な農林水産物の生産振興と普及

「おおず」ならではの高品質な農林水産物の生産振興と普及を促進します。

◇安全・安心な地場産物の提供

食材の輸送に伴うエネルギーを減らし、環境負荷の低減や地球温暖化防止を図る観点からも、環境にやさしい地産地消を推進します。また、生産者の顔がみえる地場産物を提供し、消費者が安心して地場産物を利用できるよう努めます。

◇学校給食などでの地場産物の利用促進

各関係機関の連携のもと、学校給食などへの地場産物の積極的な利用の促進を図ります。

◇地場産物の購入機会の拡大

地場産物を身近に購入できるよう、直売所や身近な小売店への安定した供給体制の確保に努め、購入機会の拡大に努めます。



農林漁業体験活動の促進と消費者への情報提供

◇体験活動の推進

農林水産事業者と連携のもと、食農教育や親子米づくり体験などの体験事業を開催し、農業体験や収穫体験を通じた食育を推進します。

◇生産者と消費者の交流

市内外から希望者を募り、農林水産業の体験を通して生産者と消費者の交流を図ります。

◇食品衛生等に関する情報発信・啓発

広報やホームページによる情報提供を行い、食品衛生に関する正しい知識の普及に努めます。

◇「旬」の食材に関する情報提供

「旬」の食材に関する情報提供を行い、消費者が積極的に活用できるよう周知します。



「おおず」の食文化継承活動の展開

◇地場産物を活用した情報発信や講習会の開催

地元の食材の魅力や生産者の取組などを積極的に発信し、地場産物を活用したメニューの情報発信や講習会等の開催に努めます。

◇郷土料理や伝統料理、和食の普及活動

家庭、学校・保育所等、地域全体で「おおず」の郷土料理や伝統料理、和食を献立に取り入れ、次世代への継承を推進します。

◇関係団体による普及

関係機関や団体において、食文化を学ぶ機会や実践する場を増やすなど、郷土料理や伝統料理の継承に向けた取組を実施します。また、世代間交流を促進する取組や、地域住民が主体的に食文化継承活動に参加できるよう支援します。



農林水産事業者や食品関連事業者等における環境への配慮

◇食品ロス削減月間、食品ロス削減の普及

まだ食べられるのに廃棄されている食品ロスの現状や、削減の必要性について認識を深め、「もったいない」の気持ちを醸成するよう、情報発信と啓発に努めます。また、フードバンク団体等、関係団体との連携を強化して食品ロス削減に努めます。小売店・飲食店での食品ロス削減の取組を促進します。

◇「エコえひめ」農産物の普及啓発

化学堆肥、農薬の使用を従来よりも半減させようとする特別栽培農作物「エコえひめ」の普及啓発を推進し、土壌や河川などへの環境負荷軽減と農作物の安全性の確保を図ります。

◇エコファーマーの推進

環境にやさしい農業を行う「エコファーマー」の取組を推進します。



3 大洲市が取り組む主な食育関連事業一覧

【大洲市全体】

大洲市食育講演会	対象	一般市民
	目的・内容	「食育の大切さ」についてより広く市民に周知啓発し、市民全体の「食育」の関心を高める。
親子食育料理教室	対象	中学生以下のこどもとその保護者
	目的・内容	適正な食生活に着目した講話や調理実習を行い、料理することの楽しさや食の大切さを親子で学ぶ。
若年層世代の食育教室	対象	若年層世代
	目的・内容	若い世代に向けた「食育」の周知啓発活動として、自身の健康に対する理解と興味、関心を高めるために「食」の楽しさ、大切さを伝える教室（料理イベント、講話など）を開催する。
広報、ホームページ等での情報発信	対象	一般
	目的・内容	旬の食材を使った料理や、郷土料理などの紹介、様々な食育事業の紹介、講演会開催や「食育月間」「食育の日」の周知など食育に関する情報を掲載し、食育に対する興味、関心を高める。

【健康増進課】

大洲市食生活改善 推進員リーダー研修	対象	大洲市食生活改善推進協議会 支部長及び副支部長
	目的・ 内容	リーダーが研修で学んだ知識を各地域に普及することで、大洲市全体の食育推進につなげ、健康知識の普及啓発を図る。テーマにもとづく調理実習と講義および運動などの実技を実施する。
大洲市食生活改善 推進員教育事業研修	対象	大洲市食生活改善推進協議会 会員及び一般市民
	目的・ 内容	食生活改善を中心とした健康増進に関する基礎的な知識、技術について学び、次代の健康づくりリーダーを養成する。食育推進、及び健康づくりのための講義や運動、調理実習を実施する。
病態別栄養相談	対象	疾病をもつ一般市民
	目的・ 内容	個々が正しい食事管理を実践し、疾病の悪化予防及び意識の改善を図るため、疾病に応じた個別の栄養相談を実施する。
高齢者食生活改善 事業	対象	概ね65才以上の高齢者
	目的・ 内容	健康寿命延伸につなげることを目的として、適正な食生活に着目した調理実習、食事のアドバイスを行う。
薬膳料理普及の支援	目的・ 内容	地産地消とともに、食物の力を利用した健康づくりを図ることを目的として、大洲市食生活改善推進協議会が薬膳料理を普及するにあたり、支援を行う。
健診時栄養相談	対象	一般市民
	目的・ 内容	健康づくりの一層の充実を図るため、食生活習慣の改善をはじめとした必要な助言及び支援を行い、市民の栄養、食生活改善につなげる。
広報「健やかレシピ」 掲載	対象	一般市民
	目的・ 内容	大洲で採れる旬の食材などを使った料理レシピを掲載。野菜を中心とした健康的な料理の普及啓発、及び栄養の知識を深める。
健康講座及び 料理教室の開催	対象	一般市民
	目的・ 内容	各世代のテーマに基づき、「食」に関する正しい知識の普及と調理技術の習得を支援し、生涯にわたる食育を推進する。

【こども家庭センター】

乳幼児健診 ・ 相談時栄養指導	対象	4か月児・10か月児・1歳6か月児・3歳児の保護者
	目的 ・ 内容	各健診及び相談において、集団での講話や個別の栄養相談・食育情報の提供や月齢別の食事指導を実施することで、個々に適した食育の知識を普及する。
母親学級 ・ マタニティクッキング	対象	妊婦
	目的 ・ 内容	妊娠期の食生活についての講話や妊娠期に必要な栄養を強化した料理の調理実習を行い、妊娠期から食事の重要性について理解を深めることで、これから生まれてくる赤ちゃんを含め、家族の健康づくりに対する意識向上を図る。
離乳食講習会	対象	乳児（主に4か月児）を持つ保護者
	目的 ・ 内容	離乳食の大切さや栄養についての意識を高めることを目的として、離乳食の話及び調理実習を実施する。

【子育て支援課】

保育所等での 食育計画の作成	対象	全保育所・認定こども園・幼稚園
	目的 ・ 内容	食育を保育・教育の一環として位置付け、全職員が連携・協働し、こどもの健やかな食育推進を計画的に図る。施設全体と年齢に応じた計画を作成し、各施設ごとに創意工夫を行いながら、計画に基づいた実践、評価を行う。
給食の充実	対象	全保育所・認定こども園
	目的 ・ 内容	年齢に応じた質や量、各個人の状態に配慮した食事を規則正しく提供することで、食べる意欲を引き出し、基本的な食習慣・食事リズムを身に付けることを目的とする。地元や園庭で採れた旬の野菜をはじめ、行事食・郷土料理を取り入れ、給食を「生きた教材」として活用し、食育を推進する。
給食だより・ 食育だよりの発行	対象	全入所児童世帯
	目的 ・ 内容	給食内容の周知や保護者の食への関心を深め、家庭での食育の理解と協力を得ることを目的とする。給食予定献立・正しい食生活等に関する情報・各施設の食育の取組やこどもたちの様子・人気メニューのレシピ等を掲載し、食育を家庭へ発信する。

食育教室	対象	全保育所・認定こども園・幼稚園
	目的・内容	食や健康を意識する機会を作り、正しい食習慣・生活習慣の大切さを伝えることを目的とする。 こどもたちに分かりやすい食育教材を使用し、様々な体験学習を実施する。
子育て支援センターでの食育事業	対象	未就園児の保護者
	目的・内容	家庭における食育の理解を深めてもらえるよう支援し、こどもの正しい食習慣、基本的な生活習慣づくりを目的とする。 管理栄養士等が保護者に対し、食事や健康に関する相談会や親子クッキング等を実施する。
ホームページでの情報提供	対象	保護者・一般
	目的・内容	地域や家庭と連携した食育を推進することを目的とする。 保育所等での食育の取組状況や乳幼児期からの望ましい食習慣の定着を啓発する情報を掲載し、乳幼児期が食育の基礎を作る重要な時期であることを周知する。

【子育て支援課・大洲市学校給食センター】

大洲市 食育コンクール・ カレンダーの作成	対象	市内の保育所、認定こども園、幼稚園4歳児・5歳児クラス児童、小中学生
	目的・内容	6月の食育月間に合わせて絵画・ポスターと標語を募集し、入賞作品を決定。また、コンクール入賞作品のうち、共同でカレンダーを作成し、関係機関へ配布する。 作品を通じて食を大切にする心の育成や食を身近なものと感じてもらい、啓発活動に努める。

【大洲市学校給食センター】

学校給食予定献立表、給食だより、広報「栄養ひろば」の発行	対象	幼稚園児・小中学生世帯
	目的・内容	学校給食予定献立やレシピを掲載し発行、配布。健康づくりのための食生活や学校給食の情報を提供することにより、食に関する正しい知識を普及する。
給食センターの施設見学	対象	幼稚園児、小中学生、一般
	目的・内容	調理工程や設備、衛生管理についての見学や講話を通して、学校給食に対する理解を深めるとともに、食に対する感謝の心を育成する。
給食時間における指導	対象	小中学生
	目的・内容	食べ物についての知識や食事のマナーを身に付ける等、郷土料理や地場産物についての理解を深める。教室やランチルームを訪問し、配膳、片づけ、食事のマナー、献立内容等についての指導を実施する。
給食試食会	対象	保護者、一般
	目的・内容	学校給食に対する理解を深め、家庭における食生活を見直し、食への関心を高めるため、給食の試食や講話を実施する。
食育教室等での講話・授業	対象	幼稚園児、小中学生、保護者
	目的・内容	児童生徒の食への興味関心を高め、食に関する正しい知識や望ましい食習慣の習得へつなげるため、学年PTA活動等での食育講話、授業を実施する。
小児生活習慣病予防教室・検診後個別指導	対象	小学校4年生と中学校1年生及びその保護者
	目的・内容	日頃の食生活を振り返り、生活習慣病について理解するとともに改善へ向けての意欲づけを図るため、生活習慣病予防に関する講話や個別栄養相談を実施する。
給食センターの情報提供	対象	幼稚園児、小中学生
	目的・内容	児童生徒自らが日々の給食を振り返り、残さず食べようとする態度や感謝して食べようとする心の育成を図るため、児童生徒が中心となつて行う集会に使用するための情報提供を行う。
ホームページでの情報発信	対象	保護者、一般
	目的・内容	給食献立内容、レシピ等の情報提供をおこない、給食からの食育への取組について理解を深める。

【農林振興課】

食農教育	対象	小学生
	目的・内容	青年農業者による農業体験と栄養教諭による食農授業を通して、生産者や食べ物に対する感謝の心を育成する。
えひめ食文化普及講座	対象	小学生
	目的・内容	大洲市生活研究会会員が講師となり、児童に大洲の伝統食の作り方を伝授し、地域農林水産物を活用した食文化の普及・継承を図る。
婚活イベント	対象	結婚を希望する男性と女性（大洲市在住優先）
	目的・内容	青年農業者が婚活イベントを開催し、地域の食文化や農業に触れる機会を創出することで、少子化対策及び地域農業の活性化を図る。（協同：えひめ結婚支援センター）

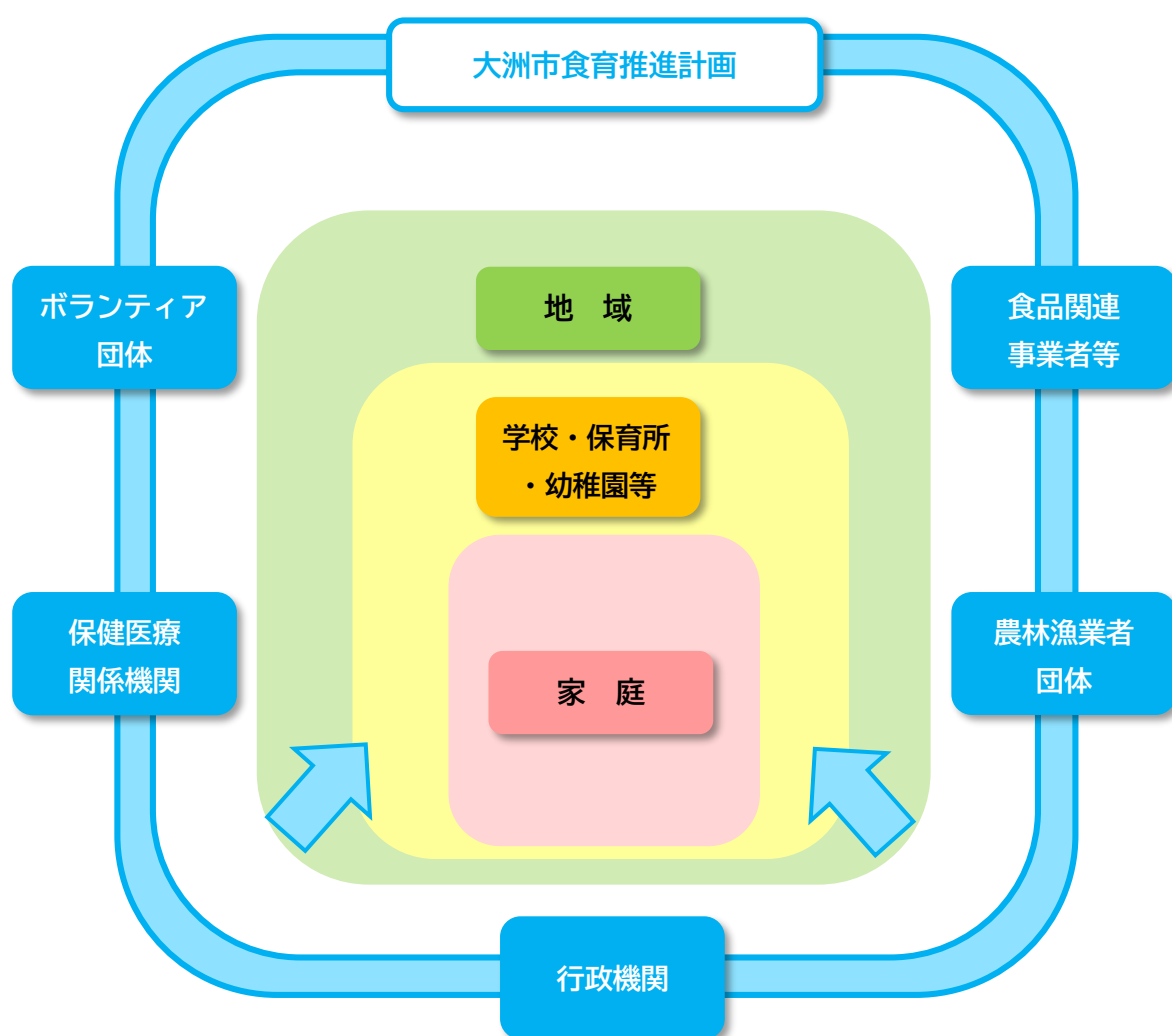
【商工産業課（大洲市地産多消推進協議会）】

学校給食への 大洲産食材提供	対象	大洲市学校給食センター
	目的・内容	大洲市学校給食地産地消推進戦略会議（教育委員会）及び愛媛たいき農業協同組合と連携を図り、学校給食における地産地消率の維持向上に努める。
食育活動への支援	対象	食育活動実施団体
	目的・内容	地場産物や加工食品、ご当地グルメなど、地元の食に対する理解を深めるため、関係機関や団体等が実施する地産地消を通じた食育活動への支援を行う。

第6章 計画の推進に向けて

1 施策の推進と関係機関等との連携

食育を総合的かつ計画的に推進するために、各関係機関が連携をして取り組む必要があります。食育の実施主体である個人（家庭）を中心として、学校、保育所、幼稚園等や、地域、食育に関わるすべての機関が相互に連携を図りながら食育を推進します。

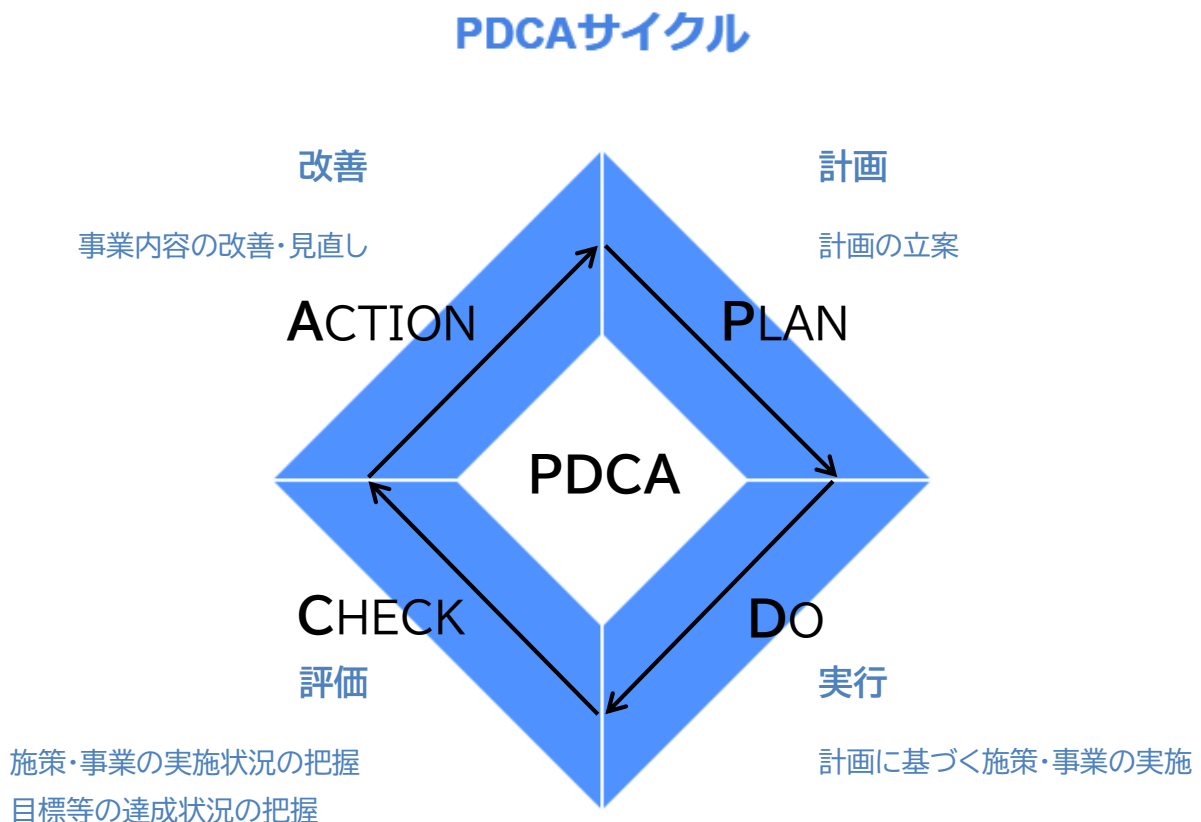


2 計画の進行管理

今後も住民や関係団体、有識者等で構成される「大洲市食育推進会議」を定期的に開催し、計画の全体的な進行管理と評価を行います。

P D C Aサイクル（計画・実行・評価・改善）に基づき、計画の実施状況について定期的な点検を行うとともに、新たな事業の企画・立案など、取組の推進を図ります。

なお、社会情勢等に大きな変化があった場合は、計画期間の途中であっても内容の見直しを行うことができるものとします。



3 大洲市食育推進会議設置要綱

(目的)

第1条 大洲市民の一生涯にわたる食育を推進することを目的として、大洲市食育推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 大洲市食育推進計画の策定に関すること。
- (2) 食育に関する知識の普及に関すること。
- (3) その他食育の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 教育関係者
- (3) 食育の推進に関係する団体の役員又は職員
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 推進会議に会長及び副会長それぞれ1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

3 会長は会務を総理し、会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門委員)

第5条 専門の事項を調査させるため必要があるときは、推進会議に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、市長が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員は、当該調査を終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第6条 推進会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱又は任命後、最初に招集する会議については、市長が招集する。

2 推進会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 推進会議の事務局は、健康増進課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、その他必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日大洲市要綱第88号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

4 大洲市食育推進会議委員名簿（敬称略）

（任期：令和6年6月1日～令和8年5月31日）

No.	分野	氏名	役職等	備考
1	家庭	西岡 安則	大洲市PTA連合会 会長	
2	学校	◎ 櫛部 昭彦	大洲市教育委員会 教育長	
3		永井 伊秀	愛媛県立大洲農業高等学校 校長	
4		畦田 裕二	大洲市校長会 会長	
5	就学前	今田 邦子	大洲市保育協議会 会長	
6	保健	大久保 博忠	喜多医師会 会長	
7		今井 貴彦	大洲喜多歯科医師会 顧問	
8		○ 西山 みち子	大洲市食生活改善推進協議会 会長	
9		松本 友里	愛媛県栄養士会 八幡浜支部 支部長	
10		上野 康広	大洲市市民福祉部 部長	
11	農林水産	田淵 博幸	愛媛たいき農業協同組合 代表理事組合長	令和6年 6月27日～
12		石間 松美	大洲市生活研究会 会長	
13		藤田 秀美	大洲市認定農業者連絡協議会 会長	
14		菊池 章	大洲市農林水産部 部長	
15	各種団体	玉木 妙子	大洲市連合婦人会 会長	

◎：会長 ○：副会長

5 計画策定の経過

年月日	会議名	内容
令和6年 6月 3日から 令和6年 6月21日まで		大洲市食育アンケート調査
令和6年 7月22日	第1回食育推進会議	諮問 第4次大洲市食育推進計画の概要について
令和6年 9月25日	第2回食育推進会議	第3次大洲市食育推進計画の評価について 第4次大洲市食育推進計画の骨子(案)について
令和6年 11月11日	第3回食育推進会議	第4次大洲市食育推進計画(素案)について
令和6年 11月25日	議員全員協議会	第4次大洲市食育推進計画(案)の概要説明
令和6年 12月18日から 令和7年 1月18日まで		パブリックコメント実施
令和7年 2月19日	第4回食育推進会議	第4次大洲市食育推進計画(案)について
令和7年 3月10日		答申
令和7年 3月		第4次大洲市食育推進計画策定

参考資料

1 用語解説

用語	解 説	
あ行	I C T	Information and Communication Technology の略称。情報技術（I T）を有効に活用したコミュニケーションを重要視する。情報処理だけでなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称。
	栄養成分表示	食品の包装紙や箱などに、エネルギー量やたんぱく質、脂肪の量などが記載されている。
	エコえひめ農産物	化学合成農薬・化学肥料を県が定めた基準から5割又は3割以上削減し、生産情報を公表し適正な管理体制のもとで生産された農産物を「エコえひめ農産物」として県が認証するもので、信頼性のある県産農産物の生産振興を図るとともに、環境に優しい農業を推進している制度です。
	エコファーマー	堆肥その他の有機質資材の施用により土壌の性質を改善させ、かつ、化学的に合成された肥料及び農薬の施用及び使用を減少させる技術を用いて行われる生産方式による事業活動に取り組む実施計画について、知事から認定を受けた農業者のこと。
か行	噛ミング30 (カミングサンマル)	厚生労働省が、8020運動のさらなる推進のために、一口30回以上噛むことを目標としたキャッチフレーズ。「う蝕」や「歯周病」の改善に加え、「食育」や「高齢者への誤えんや窒息防止に重点を置いた対応」が重要であるという考えに基づいたもの。
	共食	共に生活している人々と食行動を共にすること。家族と食事を共にすることは、食を通じた家族との多様なコミュニケーションを深め、箸の持ち方といった食事のマナー、食べ物を大切にすることなど様々なことを学ぶ時間でもある。
	口腔機能	口の中だけでなく、味わう・食べる・語らう・笑うなど広い範囲で捉えられ、口の周りの筋肉、唇の周りの働きや唾液をしっかりと出す機能も含まれる。
	誤えん	食べ物や唾液が誤って気管に入ってしまうこと。通常は食べ物がのどの奥に進むと脳に信号が伝わり、脳からの指令で気管の入り口がふさがりため食べ物は食道に入るが、加齢等に伴い、この信号や指令がうまく伝わらなくなるため起こる。

用語	解 説	
か行	健康寿命	平均寿命から寝たきりや認知症など介護や病気療養が必要な期間を除いた、日常生活が制限されることなく過ごせる期間のこと。
	孤食	1人で食事をとること。
さ行	食育の日・食育月間	食育の「育(いく)」のゴロ合わせで、毎月19日を「食育の日」と国が定めている。食育月間は6月。
	食品ロス	食べ残しや賞味期限切れ、売れ残りなど、まだ食べられるのに捨てられている食品のこと。
	持続可能な開発目標(SDGs)	2015年9月にニューヨーク国連本部において開催された「国連持続可能な開発サミット」で採択された「持続可能な開発のための2023アジェンダ」に記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17の目標と169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指すもの。
た行	地産地消	地元でとれた生産物を地元で消費する意味で使われる。地域生産地域消費(ちいきせいさんちいきしょうひ)の略語で、地域で生産された様々な生産物や資源(主に農産物や水産物)をその地域で消費すること。
	地場産物を使用する割合(学校給食)	$\frac{\text{〈重量ベース〉 使用した大洲産の生鮮野菜と果物の重量}}{\text{使用した全ての生鮮野菜と果物の重量}} \times 100$ $\frac{\text{〈金額ベース〉 使用した大洲産の生鮮野菜と果物の金額}}{\text{使用した全ての生鮮野菜と果物の金額}} \times 100$ ※重量・金額ベースのどちらも、調査期間は通年。
	低栄養状態	食事量の減少や消化吸収機能の低下などにより、身体を動かすために必要なエネルギーや筋肉維持に必要なたんぱく質が不足した状態のこと。特に高齢者に多くみられる。

用語	解 説	
な行	内臓脂肪症候群	メタボリックシンドロームのこと。腹囲が基準（男性85cm、女性90cm）以上の人で、高血圧、脂質異常、高血糖といった健康上の危険因子を2つ以上あわせ持った状態（日本肥満学会の診断基準）。そのまま放置すると、糖尿病や動脈硬化をはじめとする様々な病気につながる可能性の高い状態。
	脳血管疾患	脳血管疾患には、脳卒中以外にも高血圧性脳症・脳血管性認知症などを含む脳の血管のトラブル全般が含まれている。高齢になればなるほど発症率が高く、死につながるが多くなっている。
は行	8020運動 （ハチマルニイマル うんどう）	80歳になっても20本以上自分の歯を保つことを目標とする運動。
	早寝早起き朝ごはん 運動	文部科学省が、幼児期からの基本的生活習慣の確立を目指して、平成18年度から「子どもの生活リズムの向上プロジェクト」としてスタートさせたもの。
	BMI (Body Mass Index)	体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)で算出される、肥満度をあらわす指標。18.5未満は低体重、18.5～24.9は標準、25以上で肥満と判定される。
	フレイル	加齢とともに運動機能や認知機能が低下し、心身が弱くなっている状態のこと。高齢者で起こりやすく、健康な状態と介護が必要な状態の間。
	フードバンク	食品の製造工程で発生する規格外品などを引き取り、福祉施設等へ無料で提供する団体・活動。
ま行	メタボリック シンドローム	「内臓脂肪症候群」のこと（「な行」参照）。
ら行	ライフステージ	人の人生の成長・成熟の度合いに応じた移り変わりのことで、「妊娠期（胎児期）」、「乳幼児期」、「学童期」、「思春期」、「青年期」、「成人期」、「壮年期」、「高齢期」などに分けたそれぞれの段階をいう。
	ローリングストック法	普段の食品を少し多めに買い置きしておき、賞味期限を考えて古いものから消費し、消費した分を買い足すことで、常に一定量の食品が家庭で備蓄されている状態を保つための方法。

2 大洲市の食育キャラクター紹介



【名 前】 はく さいこ
 【年 齢】 36歳
 【職 業】 主婦
 【家 族】 旦那さんと3人のこども
 【そ の 他】 家族のために、いつも献立を考えている



【名 前】 なしお
 【年 齢】 9歳
 【職 業】 小学生
 【そ の 他】 食育の日である「19」のTシャツを、いつも着ている



【名 前】 しい たけお
 【性 格】 几帳面
 【そ の 他】 もの知りで、ご意見番的存在



【名 前】 兄：いがお・弟：くりお （双子）
 【見分け方】 髪の毛 3本→いがお
 2本→くりお
 【そ の 他】 いつもは息がピッタリだが、時々反発する



【名 前】 ふぐた とらお
 【性 格】 ちょっと生意気、だけど恥ずかしがりや
 【そ の 他】 食いしん坊！

第4次大洲市食育推進計画

令和7年3月

発行者：愛媛県大洲市

編集：大洲市 市民福祉部 健康増進課

〒795-0064 愛媛県大洲市東大洲 270 番地 1

電話：0893-23-0310

FAX：0893-23-0311

